



狛江市男女共同参画推進計画
ーとともに生きる こまえ 21 プランー

平成 24 年度推進状況報告書



平成 25 年 9 月

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部
狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議



はじめに

狛江市では、平成 22 年 3 月に「狛江市男女共同参画推進計画ーともに生きるこまえ 21 プランー」（計画期間：平成 22 年度から平成 26 年度まで）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、施策の推進に取り組んでいます。この計画では、「ドメスティック・バイオレンス」、「ワーク・ライフ・バランス」、「子育て支援」について、重点施策と位置づけ、相互連携した施策・事業の展開を図っています。

本推進状況報告書は、計画に掲載されている事業について、男女共同参画関連施策を担当する課の職員で構成される男女共同参画推進計画庁内推進会議において、推進状況を調査し、評価したものです。

この評価結果を活かし、狛江市のさらなる男女共同参画社会の実現に寄与していくことを目指します。

狛江市男女共同参画推進計画の基本理念

- 1 性別による差別を受けることなく、男女平等の視点に立って意識改革を続け、性差別を撤廃し、個人の尊厳が保障される社会
- 2 男女とも、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択できる社会
- 3 子育て、介護等の家庭的責任を男女で共有し、職場、地域活動においても、従来の固定的な性に基づく役割を強制されたり、それに縛られたりすることなく、責任を分かち合う社会
- 4 男女が、政治、行政、その他の社会生活において、あらゆる活動に平等な立場で参画する社会
- 5 女性の生涯にわたる性と健康の権利を保障する社会

目 次

1. 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議について	1
2. 平成 24 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査の実施	2
○評価基準	
○体系図	
大綱 1 男女平等意識の確立	4
大綱 2 女性の人権の確保	13
大綱 3 政策・方針決定過程への女性の参画	21
大綱 4 就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランスの推進	29
大綱 5 子育て・介護を支える環境の充実	36
狛江市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	50
推進体制の強化	55
＜資料編＞	
狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱	
狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱	
庁内推進本部・庁内推進会議開催経過	
用語解説	

1. 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議について

○ 設置根拠

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱（平成 22 年要綱第 90 号）

○ 設置目的

「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ 21 プラン～」を全庁的に推進するため

○ 所掌事項

- （1）「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ 21 プラン～」の推進に関すること。
- （2） 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部の決定事項に関すること。
- （3） 男女共同参画施策の在り方に関すること。
- （4） その他議長が必要と認める事項

○ 委員構成

男女共同参画関連施策を担当する課の職員 15 名

○ 活動期間

2 年間 （平成 24 年 10 月～平成 26 年 9 月）

○ 活動内容

狛江市男女共同参画推進計画の推進を目指し、「狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査」の実施等の活動を行う。

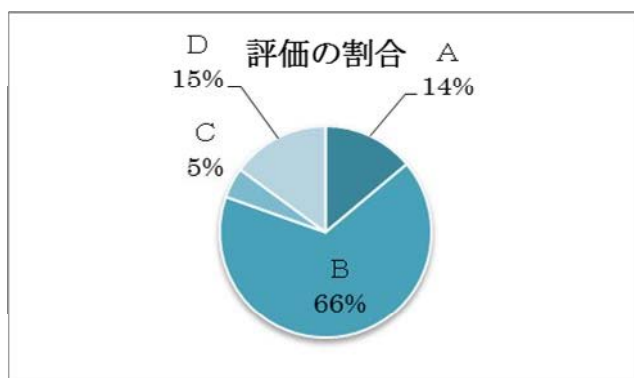
2. 平成 24 年度狛江市男女共同参画推進計画 推進状況調査の実施

対象期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

対象事業：狛江市男女共同参画推進計画に掲載されているすべての事業
(194 事業)

「狛江市男女共同参画推進計画」の推進のため、担当課において計画に掲載されている事業についての推進状況調査を実施しました。

各事業の実績や評価の詳細については、4 ページ以降に掲載しています。全体の評価結果として、B の評価をつけている事業が 66% と多くを占めています。一方で、A の評価をつけている進んだ事業は 14% の実績がありました。



評価	事業数
A	27
B	129
C	9
D	29
計	194

○評価基準

各事業の担当課は、計画の基本理念及び施策別の施策評価の視点により、評価を行います。このことにより、担当課が事業の実施にあたり、計画の基本理念を改めて認識するとともに、施策評価の視点から、より具体的・客観的に振り返りを行います。

A 進んだ

(新規に事業を立ち上げたもの、事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったもの等)

B 現状維持

(同様の事業内容のもの、継続して行ったもの、ただし大綱 3 施策 2 の数値目標を達成している場合は A を選択)

C あまり進んでいない

(事業内容に後退が見られたもの、検討や準備を行ったもの)

D 全く進んでいない

(該当事業に着手しなかったもの)

【体系図】

大綱

施策

狛江市男女共同参画推進計画

1 男女平等意識の確立

- 1 男女平等意識を育む学校教育
- 2 多様な学習機会の確保
- 3 地域活動への支援
- 4 家庭における意識改革
- 5 男女共同参画社会の形成

2 女性の人権の確保

- 1 法・制度の普及
- 2 人権意識の啓発
- 3 メディアへの対応・広報等の取組み
- 4 相談体制の強化
- 5 人権意識の育成とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの確保

3 政策・方針決定過程への女性の参画

- 1 市政における男女平等
- 2 行政分野における男女平等
- 3 市民活動における男女平等

4 就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 1 法・制度の周知・啓発
- 2 ワーク・ライフ・バランス支援の推進
- 3 労働者の権利の確保
- 4 事業者との連携強化
- 5 自営業・農業における男女平等の推進
- 6 双方向の情報交換
- 7 チャレンジへの支援

5 子育て・介護を支える 環境の充実

- 1 子育てサービスの充実
- 2 介護サービスの充実
- 3 人材の確保と研修
- 4 男女平等意識の啓発
- 5 暮らしやすい環境づくり
- 6 地域福祉活動の促進
- 7 生きがいづくりの推進
- 8 子育て世代が交流できる場づくり・民間団体への支援

○狛江市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

- 1 ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み
- 2 ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援
- 3 相談業務の充実と関係機関との連携

○推進体制の強化

- 1 取組みの方針
- 2 推進体制強化に向けた取組み

大綱 1 男女平等意識の確立

施策

1 男女平等意識を育む学校教育

児童・生徒が人権尊重を基盤にした男女平等観を自ら形成するように、学校における男女平等教育の充実を図るとともに、固定的な役割分担意識を払拭させます。また、教職員における適正な男女平等観に立った教育の推進のために、教職員への研修を充実させます。

【施策評価の視点】

- ① 学校において、男女平等教育を推進しているか。
- ② 職場としての学校において、男女平等を推進しているか。
- ③ 教職員の研修において、男女平等教育の啓発を行っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計画 方針	事業 担当課
1	1	男女平等に関する人権教育	社会科、家庭科などの教科だけでなく道徳、総合的な学習の時間、特別活動などにおいて男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される指導を推進するとともに、学んだことを実践的行動と結びつける指導を実施した。	B	教育課程及び人権教育の年間指導計画に則ったものである。	継続	指導室
1	2	小中学校における男女混合名簿等の活用	学級や学年で出席簿の様式が不統一になっていることのないよう指導し、名簿は必要に応じて適切に使い分けることの必要性についても指導した。	B	前年度事業の継続のため	継続	指導室
1	3	進路指導における男女平等の推進	年間 4 回の進路指導主任会を実施し、児童・生徒の個性と能力を伸ばすとともに、能力・適性を生かした進路を選択することができるよう指導・助言をした。	B	前年度事業の継続のため	継続	指導室

1	4	教職員研修における男女平等の充実	人権教育の悉皆研修を実施し、年5回開催する人権教育推進委員会において「人権教育推進の啓発資料」を作成した。	B	前年度事業の継続のため	継続	指導室
---	---	------------------	---	---	-------------	----	-----

2 多様な学習機会の確保

人権の尊重と男女平等に関する意識を育むことのできる学習機会の提供を図ります。生涯学習事業における保育の充実など、学習しやすい環境整備を進めます。

【施策評価の視点】

- ① 男女平等意識を育むことのできる学習機会を提供しているか。
- ② 誰もが学習しやすい環境づくりを進めているか。

施策	N O	事業名	24年度実績	評価	評価理由	今後の事業計画方針	事業担当課
2	1	男女共同参画推進フォーラム等の実施	男女共同参画推進フォーラム「自分らしく あなたらしく」を開催した。(講演者 萩原なつ子氏、松井久子氏。映画上映。参加者約210名)	A	規模を拡大し、多くの市民が参加したため	継続	政策室
2	2	男女共同参画に関する市民の活動などに関する資料の整備と情報提供	国、都等の男女共同参画に関する冊子や他自治体等で実施する講座、講演会等のチラシを庁舎2階男女共同参画コーナーや庁内掲示板を利用し、配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
2	3	男女共同参画に関する市民の活動などに関する資料の整備と情報提供	「保育室だより」の1年間のまとめを、資料作りと共に作成した。	B	前年度事業の継続のため	継続	公民館

2	4	男女共同参画に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	男女共同参画推進委員会だよりを作成し、都内自治体や市内団体及び公共施設等に配布した。	A	新たに啓発誌を作成したため	継続	政策室
2	5	社会教育事業の充実（女性問題学習の講座等）	女性セミナーⅠ「心の東京塾」を全5回開催した。 女性セミナーⅡ「子育てについて考える」を全14回開催した。	A	毎回創意工夫をし、女性セミナーを行った。	継続	公民館
2	6	公の社会教育講座に伴う乳幼児の保育	女性セミナーⅡでは、保育つきで「子育てについて考える」を全14回開催した。	B	前年度と同様、子育てについてのセミナーでは保育つきで実施した。	継続	公民館
2	7	女性問題関係図書目録の作成配布	男女共同参画週間に合わせ関係図書の集中展示及び図書の目録を作成した。	A	男女共同参画週間に合わせ展示ができた。	継続	図書館
2	8	女性問題関係図書の収集充実と利用の促進	前年度に引き続き、女性問題関係図書の収集充実を図り利用者へ提供した。	B	図書の収集提供については意識しているが、利用促進についての新しい試みはなかった。	継続	図書館

3 地域活動への支援

地域のボランティア活動やPTA、町会・自治会活動などで、上下関係のない地域活動、イベントを通して男女平等意識を育むために、地域活動の活性化に向けた支援を行います。

【施策評価の視点】

男女平等意識が育まれるような、地域活動の活性化に向けた支援を行っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
3	1	女性問題に関する知識経験などを地域に還元する仕組の構成	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
3	2	男女平等意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター運営協議会へ助成金を支出した。 地域センター運営協議会の活動を支援し、地域コミュニティ活動の活性化を図った。 地域センター運営協議会で、男の料理教室など、男女平等意識を育む事業を実施した。 町会・自治会へコミュニティ活動活性化助成金を支出した。 取組み支援や地域活動の情報提供をした。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性化課
3	3	公民館だより等による男女平等に関する活動状況の広報	「公民館だより」を年3回発行した。	B	前年度と同様の発行であるため	継続	公民館
3	4	女性団体ネットワークづくりの支援	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
3	5	子育てネットワークの形成	野川地域センター、子ども家庭支援センターにおいて、子育てひろばを実施し、地域における子育てネットワークの形成支援に努めた。 地域の子育て支援者の育成のため保育ボランティア講座を実施した。 子育てひろばに受講者が参加し地域活動の活性化を図った。	B	前年度同様事業を実施し、子育てネットワークの形成に努めた。	継続	子育て支援課

3	6	社会教育活動への支援（女性団体）	団体主催の催し及び大会の後援名義等使用の承認をした。 各種施設使用料の減免を行った。 各事業の情報提供をした。	B	前年度事業の継続のため	継続	社会教育課
3	7	女性市民の活動・社会参加等に関する資料の整備と情報提供	記事を掲載するにあたっては、常日頃から男女平等の視点をもって掲載するよう努めている。	B	前年度と同様に男女平等の視点に立って、掲載できたため	継続	秘書広報室
3	8	女性市民の活動・社会参加等に関する資料の整備と情報提供	国の機関である「マザーズハローワーク」を案内。相談があった場合、案内チラシを渡している。	B	前年度事業の継続のため	継続	子育て支援課
3	9	公民館活動団体の連携支援と情報提供	団体から要望があるごとに、団体同士の連携支援や情報提供をしている。	B	前年度事業の継続のため	継続	公民館
3	10	公民館活動団体への保育による支援	中央公民館では「こども室」を、西河原公民館では「幼児室」を団体に貸し出している。	B	前年度事業の継続のため	継続	公民館

4 家庭における意識改革

家事・子育て・介護等、家庭での性別にとらわれない役割分業の実践が重要であり、アンペイドワーク(*)に対する認識や自営業の経営と家計分離の普及啓発等の促進に向け、男女共同参画に関する情報提供を図ります。（*資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

男女共同参画に関する意識啓発や情報提供をしているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
4	1	家庭における 男女平等教育 の推進	男女共同参画推進フォーラム開催 や男女共同参画推進委員会だより を作成し、啓発を行った。	A	新たに啓発誌 を作成したた め	継続	政策 室
4	2	家庭生活の男 女共同責任分 担（家事、育 児、介護等） の普及啓発	男女共同参画推進フォーラム開催 や男女共同参画推進委員会だより を作成し、啓発を行った。	A	新たに啓発誌 を作成したた め	継続	政策 室
4	3	家庭生活の男 女共同責任分 担（家事、育 児、介護等） の普及啓発	障がい者介護の相談の際、男女共同 責任分担についての情報を提供し、 促しを行っている。	B	前年度事業の 継続のため	継続	福祉サ ービス 支援室
4	4	家庭生活の男 女共同責任分 担（家事、育 児、介護等） の普及啓発	「こまへの介護保険」「シルバーガ イドブック」を市役所窓口や地域包 括支援センターで配布した。	B	前年度事業の 継続のため	継続	介護支 援課
4	5	家庭生活の男 女共同責任分 担（家事、育 児、介護等） の普及啓発	ママパパ学級を年 12 回（1 回 3 日 間、3 日目は土曜日）実施した。 実人数母親 203 名、父親 139 名 延人数母親 445 名、父親 157 名	B	前年度事業の 継続のため	継続	健康推 進課

4	6	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	子育てガイドブックの中で、ママパパ学級の紹介を行った。父親と子ども対象の子育て講座「ペットボトルでエコ工作」を実施した。	A	父親と子どもが触れ合う場となる子育て講座を行った。	継続	子育て支援課
4	7	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	女性セミナーⅡ「子育てについて考える」を全14回開催した。	C	男女共同責任分担という視点からの普及啓発はあまりできなかったため	検討	公民館
4	8	両性の尊重と性にかかわる教育の推進	各学校において心身の発達段階を踏まえ、教育活動の内容に応じて男女の違いに配慮した指導や活動の場面等を確保した。	B	前年度事業の継続のため	継続	指導室
4	9	アンペイドワーク（*）、自営業の経営と家計分離に関わる情報の提供	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
4	10	アンペイドワーク（*）、自営業の経営と家計分離に関わる普及・啓発	実施せず	D	未実施のため	検討	地域活性課

*資料に用語解説あり

5 男女共同参画社会の形成

市は、本計画の推進に向けて積極的に取り組むとともに、市民・事業者が男女共同参画社会の形成に取り組むために、男女共同参画を推進するための環境づくりを進めます。また、男女平等意識をより高めていくために、周知啓発を推進します。

【施策評価の視点】

- ① 市民や事業者が男女共同参画を推進するために、環境づくりを進めているか。
- ② 男女平等意識をより高めるために、周知啓発を推進しているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
5	1	男女共同参画に関する市民意識調査	実施せず。	D	計画改定時に実施を検討する。	継続	政策室
5	2	国、都、他の自治体等の資料収集	国、都、他の自治体等からの資料を庁舎 2 階男女共同参画コーナー等を利用し配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
5	3	国、都、他の自治体等の資料収集	チラシ等は、ロビーのラックにて配布している。 ポスターはロビーの掲示板に掲示している。	B	前年度事業の継続のため	継続	公民館
5	4	広報「こまえ」による男女共同参画に関する広報	フォーラム等事業の広報記事を掲載するとともに、男女共同参画週間などの関連記事を掲載し、広報した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
5	5	女性の起業、女性の多様な就労を活かす起業に対する支援方法及び実態の調査研究	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。女性に限定していないが、起業に関する相談は商工会を紹介し、相談を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性課

5	6	男女共同参画 施策推進状況 の調査	男女共同参画推進庁内推進会議委員が中心となり、事業実績等を調査し、まとめた。	B	前年度事業の 継続のため	継続	政策室
5	7	国・都・区市 町村との連携	行政機関男女雇用平等問題連絡会議、市町村男女平等参画施策担当課長会・職員連絡会へ出席し、意見交換などを行った。	B	前年度事業の 継続のため	継続	政策室
5	8	女性問題講演 会の実施	女性セミナーⅠ「心の東京塾」を全5回開催した。 女性セミナーⅡ「子育てについて考える」を全14回開催した。	B	前年度と同様の 開催のため	継続	公民館
5	9	売買春をなく すための啓発	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
5	10	国・都への法 整備の要請	実施せず。	D	要請すること がなかったため	継続	政策室
5	11	男女共同参画 についての標 語等の募集	実施せず。	D	未実施のため	継続	政策室

＜大綱１の各課事業の評価集計＞（単位：事業）

A 進んだ	7
B 現状維持	27
C あまり進んでいない	1
D まったく進んでいない	8
計	43

＜大綱１の評価＞ ＜理由＞

B	前年度からの継続事業が半数以上を占めるため ただし、男女共同参画に関する啓発誌の作成及び男女共同参画週間に合わせた関係図書の展示事業等が実施され、男女平等意識の普及に寄与した。 また、既存事業の継続分に関してもセミナー開催にあたり保育をつけたり、父親が子どもと触れ合う講座を行ったなど展開が図られている事業も見られた。
---	--

＜提言＞

① 新規に取り組んだ事業や事業展開を図ったものについては、その事業が定着、更なる改善が行われるよう努める。 ② 前年度継続事業（現状維持）についても、新しい取り組みができないか考慮し、展開を図る。 ③ C、D評価のものに関してはその事業の必要性を再検討し、必要なものに関しては早急に着手する必要がある。
--

大綱２ 女性の人権の確保

施策

1 法・制度の普及

法・制度の情報を市民に積極的に提供し、意識の啓発に努めます。

【施策評価の視点】

男女共同参画に関する法や制度の情報を提供しているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業 担当課
1	1	男女共同参画 のための法・ 制度の情報提 供	国、都から資料の送付があった際に 配布した。	B	前年度事業の 継続のため	継続	政策 室

2 人権意識の啓発

セクシュアル・ハラスメント（＊）やドメスティック・バイオレンスが女性の人権侵害であるという認識が広く浸透するよう、また、男性が暴力によらない問題解決の方法を身につけるよう、加害者をつくらないために、学校教育や社会教育において意識啓発に取り組めます。特に、事業所や市役所をはじめ、教育や社会福祉などの場における男女平等に関する研修や、セクシュアル・ハラスメント防止、ドメスティック・バイオレンス防止の啓発に取り組めます。（＊資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

男女共同参画に関する研修やセクシュアル・ハラスメント（＊）防止、ドメスティック・バイオレンス防止の啓発に取り組んでいるか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業 担当課
2	1	男女共同参画 理解のための 職員研修の実 施	男女平等理解のための職員研修会 実施した。参加者 33 名 ハラスメント（パワハラ・セクハラ） （＊）防止研修を実施した。参加者 28 名	B	男女平等理解 のための研修 を実施したた め	継続	職員 課

2	2	男女平等に関する人権意識の啓発	男女平等を含む広い範囲での人権啓発事業を実施した。 駅頭での啓発活動、小中学生による人権作文・メッセージ集の作成、パネル展示など行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
---	---	-----------------	---	---	-------------	----	-----

3 メディアへの対応・広報等の取組み

メディアを通じて様々な場面における女性参画の姿が広く知られることが、男女平等意識の啓発と女性の人権を守る大きな力となることから、多様なメディアを積極的に活用し、広報活動を進めます。

メディアによりもたらされる情報は個人の意識や社会に与える影響が大きいことから、固定的な性別役割分担や女性を性の対象とする男女の人権侵害につながる可能性のある表現について、男女平等の視点からの配慮が必要です。

市が作成する広報、出版物等はその表現が社会的基準とみなされることから、特に表現への配慮が必要です。また、市民のメディア・リテラシー（情報活用能力）（*）を育成し、身につけることができるよう、情報提供と学習機会の提供・支援を行っていきます。
（*資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

- ① 多様なメディアを通して、女性の参画状況の情報提供をしているか。
- ② 広報こまえ等作成の際には、男女平等の視点から表現への配慮をしているか。
- ③ メディア・リテラシー（*）を育成するための支援を行っているか。

施策	N O	事業名	24年度実績	評価	評価理由	今後の事業計画方針	事業担当課
3	1	多様なメディアを活用した情報提供	広報こまえ、市ホームページ、ツイッター等を利用し、情報提供を行っている。	B	提供にあたっては、各課からの情報提供が必要である。	継続	秘書広報室

3	2	メディア・リテラシー（情報活用能力） （＊）向上の支援	実施せず。	D	未実施のため	検討	公民館
---	---	--------------------------------	-------	---	--------	----	-----

＊資料に用語解説あり

4 相談体制の強化

夫・パートナーからの暴力等、苦情や相談を受け付ける身近な窓口の設置と、中・長期的な自立に向けた支援や被害者の精神的なケアを実施できるよう、既存の一時避難場所の紹介や配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすような拠点の検討等、関係機関や民間組織と連携して取り組みます。

あわせて、専門相談体制の整備や専門性を備えた女性職員の拡充等の相談体制の充実を図ります。

【施策評価の視点】

- ① 関係機関や民間組織と連携して、支援に取り組んでいるか。
- ② 相談体制の充実を図っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
4	1	女性問題担当 窓口・女性相 談の強化	毎月第2・4・5水曜日にカウンセ ラーによる女性悩みごと相談を実 施。6・11月には夜間相談を実施 した。 相談件数 28 件	B	前年度事業の 継続のため	継続	政策室
4	2	女性問題担当 窓口・女性相 談の強化	広報こまえて相談業務の周知（毎月 1回）。市役所正面玄関に相談業務 の掲示。母子自立支援員による相談 窓口における対応及び電話相談。必 要に応じて家庭訪問、関係機関との 連絡・連携による相談援助活動、情 報提供	B	母子自立支援 員における相 談援助活動の 中で関係機関 と連携をとり、 相談体制の充 実に努めたた め	継続	子育て支援課

4	3	女性への暴力等の人権相談の充実	毎月第3木曜日に人権擁護委員による人権身の上相談を実施している。	B	前年度事業の継続のため	検討	政策室
4	4	女性への暴力等の人権相談の充実	母子自立支援員が、窓口及び電話にて暴力等の相談を受けるとともに、必要な情報の提供を行った。また、被害者の支援体制、関係機関の連携に努めた。	B	被害者の総合的な相談及び支援を行ったが、体制の充実には至らなかったため	継続	子育て支援課
4	5	24 時間受付体制ホットラインの整備	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
4	6	緊急一時保護事業の実施	母子自立支援員による緊急一時保護施設への保護など、被害者への安全確保を最優先に取り組んだ。また、市独自に母子自立支援施設と契約を結び、緊急一時保護施設の確保を行った。	B	被害者の安全を確保するため、一時保護施設の活用を適切に行うよう努めたため	継続	子育て支援課

5 人権意識の育成とリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）の確保

幼児期から青少年期におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及と実践が大切なことから、お互いを認め合い尊重する豊かな人間形成に向けた人権教育を、学校教育や社会教育において進めます。

思春期、月経時、妊娠、出産期、更年期、高齢期等、女性の生涯を通じた適切な保健事業を推進します。

（＊資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

- ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）の普及と啓発を行っているか。
- ② 人権教育を進めているか。
- ③ 女性の生涯を通じた適切な保健事業を推進しているか。

（＊資料に用語解説あり）

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
5	1	男女共同参画に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	事業見直しを行い、ママパパ学級時のテキスト配布も男女共同参画の1つと捉え、評価に導入した。また新たに妊婦、その夫に対し講演会等のチラシ配布も行い、より広く情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課
5	2	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）の理念の浸透	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
5	3	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）の理念の浸透	健康相談を実施し、相談の内容に応じ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）の理念浸透につなげた。	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課
5	4	性にかかわる指導の適正実施	保健主任会、生活指導主任会において性にかかわる指導の考え方、進め方について協議し、各学校が指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施した。都教育委員会が作成した「性教育の手引」を参考に、養護教諭との連携も図り適正に実施した。	B	前年度事業の継続のため	継続	指導室

5	5	家庭における 両性の尊重と 性教育の推進	実施せず。	D	未実施のため	検討	政策室
5	6	家庭における 両性の尊重と 性教育の推進	女性セミナーⅠ「心の東京塾」を全 5回開催した。 女性セミナーⅡ「子育てについて考 える」を全14回開催した。	B	前年度事業の 継続のため	継続	公民館
5	7	テレフォン健 康相談の実施	単独事業としては行っていないが、 随時実施している。	B	前年度事業の 継続のため	継続	健康推 進課
5	8	保健指導の充 実	こんにちは赤ちゃん訪問 訪問件数 560 件	B	前年度事業の 継続のため	継続	健康推 進課
5	9	啓発資料（母 性保健資料） の作成配布	母子保健バックの交付 交付数 655 件	B	前年度事業の 継続のため	継続	健康推 進課
5	10	父親学級の実 施	ママパパ学級を年 12 回（1 回 3 日 間、3 日目は土曜日）実施した。 実人数母親 203 名、父親 139 名 延人数母親 445 名、父親 157 名	B	前年度事業の 継続のため	継続	健康推 進課

5	11	各種健診事業 の充実	様々な健診を行い、女性の保健事業を推進した。 特定健康診査 6,460 名 健康診査 4,294 名 胃がん健診 1,202 名 肺がん検診 1,427 名 子宮がん検診 1,438 名 乳がん検診 1,013 名 大腸がん検診 1,949 名 骨密度検査 612 名	B	前年度事業の 継続のため	継続	健康 推進 課
---	----	---------------	---	---	-----------------	----	---------------

<大綱2の各課事業の評価集計> (単位：事業)

A 進んだ	0
B 現状維持	18
C あまり進んでいない	0
D まったく進んでいない	4
計	22

<大綱2の評価> <理由>

B	前年度からの継続事業が半数以上となっている。 ママパパ学級時妊婦と夫に対し、新たにチラシの配布を行う等の進捗が見られた。一方で着手していない事業も見られた。
---	--

<提言>

① 現状維持の事業が多い。それらに対しては新しい取組みを検討し、より充実した事業を構築していく必要がある。連携の強化や情報の活用など可能な部分からでも、着手していくことが求められる。 ② 未実施の事業については、再度必要性があるのかを含め検討する。その上で、必要な事業に関しては早急に着手する必要がある。
--

大綱3 政策・方針決定過程への女性の参画

施策

1 市政における男女平等

男女が幅広く市政に参画できるように、市政に参画する市民委員の募集や審議会等開催等の情報提供を行います。

【施策評価の視点】

幅広く市政に参画できるように、市民委員の募集や審議会等開催等の情報提供を行っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
1	1	市政に参画する 情報提供	審議会等の開催予定、市民委員の募集などの情報を、広報こまえ、市ホームページに掲載して情報提供を行った。	B	前年度事業の 継続のため	継続	政策 室
1	1	市政に参画する 情報提供	特別職報酬等審議会を開催しなかった。	D	審議会を開催 していなかった ため	継続	職員 課
1	1	市政に参画する 情報提供	「音楽の街－狛江」構想推進委員会の予定を市ホームページを通じて行った。	C	日程が決まっ たのが開催日 の直前であつ たため、広報こ まえでの周知 ができなかつ た。	継続	地域 活性 課

1	1	市政に参画する情報提供	委員会の開催、議事録等について広報こまえ、市ホームページで情報提供を行った。	C	迅速かつ分かりやすい情報提供ができるホームページを作成する必要があるため	継続	福祉サービス支援室
1	1	市政に参画する情報提供	介護保険推進市民協議会の市民委員の公募を行った。地域包括支援センター運営協議会及び介護保険推進市民協議会において開催予定、協議会議事録を広報こまえ及び市ホームページで公表した。	B	前年度事業の継続のため	継続	介護支援課
1	1	市政に参画する情報提供	健康づくり推進協議会は市民委員を広報こまえで募集し、議事録を市ホームページで公表した。	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課
1	1	市政に参画する情報提供	審議会等の開催はなかった。	D	審議会等を開催しなかったため	検討	子育て支援課
1	1	市政に参画する情報提供	公募市民委員の募集について、広く情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	児童青少年課
1	1	市政に参画する情報提供	市民説明会等開催のお知らせを市ホームページや広報こまえ、ビラ配り等で広く周知し、情報提供に努めた。	B	周知は行っているが、今後も広く周知を行っていく。	継続	道路公園課

1	1	市政に参画する情報提供	各審議会等の市民委員は広報こまえなどを利用して公募を行った。各審議会等の傍聴は広報等を利用し広く情報提供を行った。	B	男女問わず平等に情報提供を行っているため	継続	都市整備課
1	1	市政に参画する情報提供	地域特別支援教育推進連絡協議会の開催等について、広報こまえ・市ホームページ等により情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	指導室
1	1	市政に参画する情報提供	市民委員の公募及び委員会開催等のお知らせを広報こまえ・市ホームページ等により広く情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	社会教育課
1	1	市政に参画する情報提供	中央公民館、西河原公民館ともに、広報こまえ、各種チラシ・パンフレット等を見やすい位置に提示している。	B	前年度事業の継続のため	継続	公民館
1	1	市政に参画する情報提供	前年度に引き続き、市政情報に関する資料を収集し利用者に提供している。また市ホームページを閲覧できるパソコンを1台設置し、情報提供を行っている。市民委員の募集・協議会開催予定等については、広報こまえに掲載している。	B	市政情報の収集はできる限り行っているが、特に新しい試みはなかった。	検討	図書館

2 行政分野における男女平等

行政が自ら積極的な男女平等を実践するために、職員の能力向上と育成を図り、女性管理職の確保に努めます。審議会・委員会等への女性登用を進め、すべての審議会・委員会・委嘱委員等において、一方の性のみの構成となることを撤廃し、男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう、是正措置をとります。

【施策評価の視点】

- ① 職員の能力向上と育成を図っているか。
- ② 審議会等委員における男女のどちらかの割合が、40%を下回っていないか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	狛江市附属機関等の設置及び運営に関する規則を制定し、審議会等において女性委員の割合が 40%以上になるよう努力義務規定を設けた。 ・情報公開審査会 計 5 名（男性 4 名 女性 1 名） ・個人情報保護審査会 計 5 名（男性 4 名 女性 1 名） ・個人情報保護審議会 計 7 名（男性 7 名 女性 0 名） ・外部評価委員会 計 10 名（男性 6 名 女性 4 名） ・市民参加と市民協働に関する審議会 計 15 名（男性 9 名 女性 6 名） ・市民活動支援センター開設準備委員会 計 10 名（男性 7 名 女性 3 名） ・男女共同参画推進委員会 計 6 名（男性 2 名 女性 4 名）	B	女性の割合が 40%を下回っている審議会等があるため	継続	政策室
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	特別職報酬等審議会を開催しなかった。	D	審議会を開催していないため	継続	職員課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	「音楽の街－狛江」構想推進委員会 計 10 名（男性 7 名（うち市民委員 3 名）、女性 3 名（うち市民委員 1 名））	B	男女の区別無く依頼及び募集しているため	継続	地域活性課

2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・市民福祉推進委員 計 20 名（男性 13 名 女性 7 名） ・地域自立支援協議会委員 計 15 名（男性 9 名 女性 6 名） ・障害程度区分認定審査会委員 計 6 名（男性 3 名 女性 3 名）	B	政策方針決定における女性参加の場を設けているが、十分とはいえない。（前年度同様）	継続	福祉サービス支援室
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・地域包括支援センター運営協議会 計 9 名（男性 7 名 女性 2 名） ・介護保険推進市民協議会 計 13 名（男性 9 名 女性 4 名） ・介護認定審査会計 31 名（男性 22 名 女性 9 名） ・養護老人ホーム入所判定委員会 計 4 名（男性 3 名 女性 1 名）	B	どの会議も両性の委員を確保しているが、数値目標には達していないため	継続	介護支援課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	健康づくり推進協議会 計 12 名（男性 7 名 女性 5 名）	A	数値目標を達成しているため	継続	健康推進課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	平成 23 年度に設置した子育てサイト編集委員会の市民委員 20 名全員が女性	B	全員女性であるため	継続	子育て支援課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・青少年問題協議会委員 計 24 名（男 17 名 女 7 名） ・青少年問題協議会小委員会委員 計 15 名（男 9 名 女 6 名） ・青少年委員 計 9 名（男 3 名 女 6 名）	B	どの会議も両性の委員を確保しているが、数値目標には達していないため	継続	児童青少年課

2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・環境保全審議会委員 計12名(男性10名、女性2名) ・環境保全実施計画推進委員会委員 計9名(男性7名、女性2名) ・環境基本計画改定検討委員会委員 計8名(男性8名、女性0名)	B	男女問わず公募等を行っているものの、結果的に女性の割合が40%を下回っているため	継続	環境政策課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・都市計画審議会委員 計14名(男性13名 女性1名) ・まちづくり委員会委員 計13名(男性11名 女性2名) ・地域公共交通会議委員 計12名(男性12名 女性0名)	B	男女問わず公募等を行っているものの、結果的に女性の割合が40%を下回っているため	継続	都市整備課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	地域特別支援教育推進連絡協議会 計15名(男性11名 女性4名)	B	両性の委員で構成しているが、数値目標を達成していないため	継続	指導室
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	・社会教育委員の会議 計8名(男性7名 女性1名) ・文化財専門委員の会議 計6名(男性4名 女性2名) ・スポーツ推進委員会 計12名(男性5名 女性7名) ・スポーツ推進審議会 計6名(男性6名 女性0名)	C	男女問わず選出したが、女性割合が40%を下回っている委員会及び審議会があるため	継続	社会教育課
2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	公民館運営審議会 計9名(男性5名、女性4名)	A	数値目標を達成しているため	継続	公民館

2	1	審議会、委員会、委嘱委員などにおける両性の確保	図書館協議会委員 計8名（男性5人 女性3名）	B	任期が平成23～24年度と2年のため、メンバーに変更がなかったため	継続	図書館
2	2	女性管理職の確保	女性管理職昇任者なし	B	新たに管理職となった者はいないが、退職者もいないため	継続	職員課

3 市民活動における男女平等

地域における市民活動等において、男女が平等に方針決定の場に参画できるように、NGO・NPO（*）や市民団体の活動を支援します。（*資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

男女が平等に役職につく等、方針決定の場に参画できるように、地域の市民活動に啓発を行っているか。

施策	N O	事業名	24年度実績	評価	評価理由	今後の事業計画方針	事業担当課
3	1	NGO、NPO（*）、市民活動団体への支援	市民協働事業提案制度の説明会を実施した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室

3	2	NPO（＊）、市民活動団体への支援	市内 NPO（＊）団体に「市民公益活動事業補助金」の情報提供 市民活動・生活情報誌「わっこ」を毎月発行し、その中で、団体情報の紹介、参画の機会等の情報提供を行っている。平成 24 年度は委託業者の選考会を行ったことにより、平成 25 年度からは紙面が両面カラーになることが決定しており、団体の催しの紹介や募集記事がより見やすくなる。	A	団体の催しや募集記事がより見やすくなるよう「わっこ」の委託業者選考会を実施した。	継続	地域活性課
---	---	-------------------	---	---	--	----	-------

＊資料に用語解説あり

<大綱 3 の各課事業の評価集計>（単位：事業）

A 進んだ	3
B 現状維持	22
C あまり進んでいない	3
D まったく進んでいない	3
計	31

<大綱 3 の評価> <理由>

B	前年度からの継続事業が半数以上を占めているため 市政への参画に関して、審議会等の開催予定や市民委員の募集等の情報を広報こまへ、市ホームページに掲載し、情報の提供を継続している。市民活動団体の情報についても、情報誌をカラー化し、より読みやすい紙面づくりに取り組んでいる。 審議会等の委員における両性の確保について、全庁的に継続して取り組んでいる部署が大半であるが、結果的に男女どちらかの割合が 40%を下回っている審議会等がある。
---	---

<提言>

- ① 市政に参画する情報提供については、周知内容が前年度と同様の取組みが多かったため、周知方法や手段については、より迅速かつ分かりやすい情報となるよう、さらなる工夫と検討が必要である。
- ② 審議会等における両性の確保についても、継続して努めていく。

大綱 4 就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（＊）の推進

＊資料に用語解説あり

施策

1 法・制度の周知・啓発

労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法・制度を、広報等や関係機関との会議等を通じて、市民及び事業者に対し周知・啓発を進めます。

法・制度が遵守されるよう、国や東京都との連絡体制の強化を図ります。

【施策評価の視点】

市民や事業者に対して、法・制度の周知・啓発をしているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業 担当課
1	1	労働関係法・ 制度の周知啓 発	国・都が作成する資料等を配布した。	B	前年度事業の 継続のため	継続	政策室
1	2	労働関係法・ 制度の周知啓 発	東京都労働相談情報センターによるセミナーが2回開催され、共催、又は後援をした。国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	B	前年度事業の 継続のため	継続	地域 活性課
1	3	育児・介護休 業 制 度 の 普 及・啓発	国・都が作成する資料等を配布した。	C	資料も少なく あまり普及・啓 発にいたって いないため	継続	政策室
1	4	育児・介護休 業 制 度 の 普 及・啓発	実施せず。国、都等が作成したパンフレット、冊子等の配布実績もなし。	D	未実施のため	検討	地域 活性課

1	5	事業者に法・制度遵守の啓発	東京都労働相談情報センターによるセミナーが2回開催され、共催、後援した。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性化課
---	---	---------------	--------------------------------------	---	-------------	----	--------

2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（※）支援の推進

市民や事業者がワーク・ライフ・バランスについて理解を深められるよう広報活動や様々な情報提供等の支援を行います。

国等や関係機関が実施している育児・介護との両立支援事業や、労働時間の短縮等の普及促進を図るために、市民に対するワーク・ライフ・バランスの講習会や事業者に対する中小企業の取組み実施事例紹介等の普及促進事業を推進します。（※資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

- ① 市民や事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行っているか。
- ② ワーク・ライフ・バランスを普及促進させるための事業を推進しているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
2	1	ワーク・ライフ・バランス（※）普及促進事業の創設	国、都、他自治体等が作成する資料等を庁舎2階男女共同参画コーナーで配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
2	1	ワーク・ライフ・バランス（※）普及促進事業の創設	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性化課

2	2	ワーク・ライフ・バランス（＊）普及促進事業の創設	ワーク・ライフ・バランス（＊）をテーマとしたフォーラムを行った。	A	男女共同参画推進フォーラムを実施したため	継続	政策室
2	2	ワーク・ライフ・バランス（＊）普及促進事業の創設	実施せず。	D	未実施のため	検討	地域活性課
2	3	ワーク・ライフ・バランス（＊）普及促進事業の創設	実施せず。	D	未実施のため	検討	地域活性課

＊資料に用語解説あり

3 労働者の権利の確保

パートタイム労働や派遣労働等を含め、労働者の権利が確保されるよう国のガイドラインの周知・啓発・情報の提供、相談体制の充実を図ります。

【施策評価の視点】

労働者の権利に関する情報提供を行っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計画方針	事業担当課
3	1	パートタイム労働者の環境改善の要請	労働に関する相談については東京都労働情報相談センターを紹介している。同センターにおいて雇用側との調整も行い、ケースによっては労働基準監督署へつなげている。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性課

3	2	労働者の権利に関する情報提供	国、都が作成する資料等を配布した。	C	資料も少なくあまり情報提供できていないため	継続	政策室
3	2	労働者の権利に関する情報提供	東京都労働相談情報センターによるセミナーが2回開催され、共催、後援した。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性課

4 事業者との連携強化

女性労働者の能力発揮の促進や職域拡大のため、企業の積極的な取組みを奨励します。商工会等を通じ事業者との連携強化を図ります。

【施策評価の視点】

事業者との連携を図っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計画方針	事業担当課
4	1	女性就労の実態に関する調査研究	東京都が調査した調査結果等を把握した。	D	事業者と連携を図っているわけではないため	継続	地域活性課
4	2	事業所の良好な就労環境の推進	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	D	事業者と連携を図っているわけではないため	継続	地域活性課

5 自営業・農業における男女平等の推進

女性が家族従業者として正当な評価を得られるよう、自営業・農業における経営と家計分離の普及啓発を図ります。

【施策評価の視点】

農業における経営と家計分離の普及啓発を図っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
5	1	経営と家計分離の普及啓発	市内農業者向け簿記記帳講習会を 毎年開催 H22 年度 5 回開催 延べ 16 名参加 H23 年度 6 回開催 延べ 17 名参加 H24 年度 7 回開催 延べ 21 名参加	B	前年度事業の 継続のため	継続	農業 委員会

6 双方向の情報交換

固定的な性別役割分業意識の解消や会社優先の組織風土の是正に向けて、広く意識啓発のための広報活動を実施します。

また、市民や事業者の状況やニーズを把握するための、労働相談や各種調査の実施、商工会等を通じた事業者との情報交換を進めます。

【施策評価の視点】

- ① 固定的な性別役割分業意識に向けた意識啓発を行っているか。
- ② 市民や事業者の状況等を把握するための取組みを行っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
6	1	性別役割分業意識解消の啓発	フォーラム開催、情報誌発行により 啓発を行った。 国、都、他自治体が作成する資料等 を配布した。	B	前年度事業の 継続のため	継続	政策 室

6	2	性別役割分業意識解消の啓発	実施せず。	D	未実施のため	検討	地域活性化課
6	3	労働環境の各種調査把握	東京都が調査した結果を把握している。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性化課
6	4	商工会等との情報交換	随時情報交換を行っている。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性化課

7 チャレンジへの支援

在職者、及び子育て中の女性等再就職を希望する人に対する情報提供やスキルアップ（＊）講習、また、新たな起業相談といったチャレンジへの支援を行います。

求職者のために一時保育事業を実施する等、子育てサービスの充実により保育支援の強化を図ります。（＊資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

在職者や再就職を希望する等の求職者に対して、情報提供やチャレンジするための支援を行っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の事業計画方針	事業担当課
7	1	起業支援の情報の提供	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性化課

7	2	再就職希望者への自己啓発の支援	就職活動に関するセミナーの対象を絞り、4回に分けて実施した。 若年者向け 27 名参加、中高齢者向け 47 名参加、女性向け 34 名参加、一般向け 42 名参加	A	1 回あたりのセミナーの時間を 2 時間から 3 時間に増やした。	継続	地域活性化課
7	3	再就職講座の実施	就職活動に関するセミナーの対象を絞り、4回に分けて実施した。 若年者向け 27 名参加、中高齢者向け 47 名参加、女性向け 34 名参加、一般向け 42 名参加	A	1 回あたりのセミナーの時間を 2 時間から 3 時間に増やした。	継続	地域活性化課
7	4	職業相談・就職情報提供	国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域活性化課
7	5	チャレンジへの支援	スキルアップ（*）講習会の実施はしていない。国、都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで情報提供を行った。	C	講習会など実施していないため	継続	地域活性化課

*資料に用語解説あり

<大綱 4 の各課事業の評価集計>（単位：事業）

A 進んだ	3
B 現状維持	13
C あまり進んでいない	3
D まったく進んでいない	6
計	25

<大綱 4 の評価> <理由>

B	前年度からの継続事業が半数以上を占めるため 昨年度は未実施であったワーク・ライフ・バランス（*）をテーマとしたフォーラムを実施する等進捗が見られた。一方、未着手の状況が継続している事業も多く、それらの事業については今後検討が必要である。
---	---

*資料に用語解説あり

<提言>

- ① 事業者との連携や企業の取組みの奨励について、改善の余地がある。商工会等を通じ、事業者との連携を強化することが必要である。
- ② 都や国が提供するセミナー等のより多くの情報を収集するために、庁内においても関係部課と情報を共有し、連携することが必要である。また、市が実施するセミナーで未実施のものについては開催を検討していく必要がある。
- ③ 市が「ワーク・ライフ・バランス」(*)の市民への好例となることが望ましい。

*資料に用語解説あり

大綱5 子育て・介護を支える環境の充実

施策

1 子育てサービスの充実

市は、狛江市次世代育成支援行動計画を策定し、保育所の定員枠の拡大、待機児童の解消、市民ニーズを踏まえた各種の子育てサービスを実施するとともに、計画の進行管理に努めます。

子育て支援をテーマとした教育講座の開設などの社会教育事業や広報紙を活用した子育て支援特集号の発行などの広報・啓発活動により、子育て支援の拡充を図ります。

身近な子育て情報を発信するための子育て情報ネットワークづくりを推進します。

【施策評価の視点】

- ① 子育てと就労等を両立するための支援を推進しているか。
- ② 子育て支援に関する情報を提供しているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
1	1	子育て相談	子育て広場、子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所等との連携強化を図っている。 また、学童保育所の午前開放事業「あそびの広場」でも簡易な相談に応じている。平成 25 年 4 月から松原学童保育所で同事業を開始するための準備をした。	A	新たにあそびの広場開設の準備をしたため	継続	児童青少年課

1	1	子育て相談	子ども家庭支援センター、子育て支援課、児童相談所で子育て相談を受けるとともに、関係機関と連携して支援を行った。学童保育所「あそびのひろば」、保育園の園庭開放、野川たんぽぽひろばの中でも子育て相談を受けた。	B	前年度事業の継続のため	継続	子育て支援課
1	2	乳幼児保育の充実	認可保育所9ヶ所、認証保育所5ヶ所、家庭福祉員2名増員の3名により、継続して保護者の就労支援を図っていく。	A	家庭福祉員を2名増員したため	継続	児童青少年課
1	3	産休明け保育の充実	和泉保育園、駄倉保育園、多摩川保育園、狛江子どもの家の4園で、生後57日目からの受入れを実施している。平成25年4月からの虹のひかり保育園及びぎんきょう保育園の開設、産休明け保育の実施のため、準備をした。	A	保育園2園の開設準備をしたため	継続	児童青少年課
1	4	長時間開所保育の実施	認可保育園は11時間開所しており、市立保育園全園及び多摩川保育園では11時間開所後の1時間、延長保育を行っている。平成25年4月からの虹のひかり保育園及びぎんきょう保育園の開設、2時間延長保育の実施のため、準備をした。	A	保育園2園の開設準備をしたため	継続	児童青少年課
1	5	一時預かりの実施	駄倉保育園、市立仮園舎、狛江保育園、家庭福祉員で一時保育を行っている。	B	前年度事業の継続のため	検討	児童青少年課
1	5	一時預かりの実施	- 一時保育 家庭福祉員 延べ利用日数143日 - 子どもショートステイ 延べ利用日数148日	B	前年度事業の継続のため	継続	子育て支援課

1	6	障がい児保育の充実	障がいのある子どもを受け入れている。	B	前年度事業の継続のため	継続	児童青少年課
1	7	放課後児童健全育成事業（児童館・学童クラブ）	平成 25 年 4 月からの第五小学校放課後クラブ開設に向けた準備をし、事業の充実を図った。	A	放課後クラブ開設の準備をしたため	継続	児童青少年課
1	8	障がい児学童保育受入の充実	障がいのある子どもを受け入れている。 また、学童保育所・放課後クラブにて実施していた巡回相談を小学生クラブでも実施し、専門家からの指導助言を受けることで充実を図った。	A	新たに小学生クラブの巡回相談を実施したため	継続	児童青少年課
1	9	認可外保育室運営費助成	認証保育所及び家庭福祉員に対しては運営費を、毎月初日の在籍児童数に応じて補助している。家庭的福祉員を利用している保護者に対しては、保育料差額補助などの負担軽減事業も行っている。	B	前年度事業の継続のため	検討	児童青少年課
1	10	病児保育の充実	狛江すこやか病児保育室にて事業を実施した。 ・年間登録者数 402 名 ・延べ利用日数 437 日	B	前年度事業の継続のため	継続	子育て支援課
1	11	私立幼稚園への助成	幼稚園に対し指導監督を行うとともに、東京都等からのものを含め各種情報提供、幼稚園協会を通じた教職員の研修、園児等の衛生管理、障がい児保育事業等への補助金支給、幼児教育の振興と充実を図っている。また保護者が支払う保育料等に対し所得に応じ補助金を支給し、子育てと就労等の両立に寄与している。	B	前年同様だが、子育てと就労等の両立及び情報提供について行えていると言える。	継続	子育て支援課

1	12	児童放課後健全育成対策の充実	平成 24 年度より第六小学校、和泉小学校で三季休業中のフリースペースを開始。学年の異なる子どもたちの安心・安全な活動拠点の拡充を図った。	A	市内全小学校で、三季休業中のフリースペースを実施したため	継続	児童青少年課
1	13	事業所内託児所設置の要請	実施せず。	D	未実施のため	廃止	児童青少年課
1	14	子育て支援教育講座の開設	女性セミナーⅠ「心の東京塾」を全 5 回開催した。 女性セミナーⅡ「子育てについて考える」を全 14 回開催した。	B	前年度と同様の開催のため	継続	公民館
1	15	子育て支援広報	広報こまえ及び市ホームページにて情報提供を行うとともに、平成 23 年 10 月に開設した子育てサイトである「こまえ子育てねっと」により子育て情報を一元化し、積極的な情報発信を行った。 また、新たに 3 つのサイトを開設し、さらなる拡充を図った。	A	3 つのサイトを開設し、さらなる拡充を図ったため	継続	子育て支援課

2 介護サービスの充実

市は、狛江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び障がい福祉計画を着実に推進し、介護サービスの基盤整備、介護保険制度の適正運営、高齢者福祉サービスと障がい者福祉サービスの充実を図るとともに、高齢福祉サービスと障がい福祉サービスに関する情報提供を充実します。

【施策評価の視点】

- ① 高齢福祉・障がい福祉・介護サービスに関する情報提供が十分に行われているか。
- ② 関係機関との連携を図っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
2	1	在宅介護の支援	障がい者のしおりを作成し、障害者手帳配布時に渡している。相談支援の中で提供できるサービスについて情報提供を行っている。また、障がい者就労支援センターで障がい者の就労に向けた支援や生活相談を行い、情報提供も行っている。	B	前年度事業の継続のため	継続	福祉サービス支援室
2	2	訪問看護ステーションとの連携	訪問看護ステーションとの情報交換を行っている。	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課
2	3	介護サービスの基盤整備（人材確保研修等）	東京都介護支援専門員実施研修の受講要綱を総合相談窓口と地域包括支援センターにて配布している。	B	前年度事業の継続のため	継続	介護支援課
2	4	介護保険制度の周知	介護保険制度のまなび講座を実施した。 また「こまへの介護保険」「シルバーガイドブック」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	介護支援課
2	5	通所介護の充実	通所介護事業者連絡会を開催しサービス提供者同士の連携を図った。 「こまへの介護保険」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	A	新たに連絡会を開催し連携を深めたため	継続	介護支援課

2	6	訪問介護の充実	訪問介護事業者連絡会を開催し、サービス提供者同士の連携を図った。 また「こまへの介護保険」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	A	新たに連絡会を開催し連携を深めたため	継続	介護支援課
2	7	短期入所生活療養介護の充実	「こまへの介護保険」を市役所窓口や地域包括支援センターで配布した。	B	前年度事業の継続のため	継続	介護支援課
2	8	地域包括支援センターの機能の充実	介護予防ケアマネジメント（※）事業、総合相談、支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業等を関係機関等と連携をとりながら実施をした。	B	前年度事業の継続のため	継続	介護支援課

※資料に用語解説あり

3 人材の確保と研修

子育てや介護を支える人材の確保とともに、資質向上のための研修を充実します。特に、男性保育士や男性ボランティアなどの確保に向けては、施設の改修や学習機会の提供の検討を行います。

【施策評価の視点】

- ① 職員の能力向上と育成を図っているか。
- ② 子育てや介護を支える担い手に対して、学習の機会を提供しているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計画方針	事業担当課
3	1	ボランティア講座の開催	実施なし	D	未実施のため	検討	福祉サービス支援室

3	2	男性保育士の確保（正規職員）	男性保育士採用者0名	D	新規の男性保育士の採用がなかったため	継続	職員課
3	3	男性保育士の確保（嘱託・臨時職員）	採用募集は男女を対象とし、選考している。	B	前年度事業の継続のため	継続	児童青少年課
3	4	育児・介護者等の専門研修の実施	ヘルパー研修会を開催し、介護等についての市民の意識を高めるとともに、技術の向上や資質向上、学習機会の提供を行っている。 (ヘルパー研修会参加人数 12名)	B	前年度事業の継続のため	継続	福祉サービス支援室
3	5	乳幼児・障がい児保育研修の実施	公立保育園にて専門家の巡回相談による指導助言を受けている。 このほか、継続事業として、あいとぴあ子ども発達教室「ぱる」での保育実践研修や、6園合同研修を実施している。	B	前年度事業の継続のため	継続	児童青少年課

4 男女平等意識の啓発

育児・介護に携わるすべての職員に対して、男女平等についての研修制度を充実させ、パンフレット等の情報提供を行います。男女平等意識の啓発とリプロダクティブ・ヘルス/ライツに（＊）に関する知識の普及と実践を促進します。（＊資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

- ① 職員に対して、男女平等意識の啓発を行っているか。
- ② リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（＊）に関する知識の普及と啓発を行っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計画方針	事業担当課
4	1	関係職員に対する男女平等意識の啓発	男女平等理解のための職員研修会実施。参加者 33 名 ハラスメント（パワハラ・セクハラ）（＊）防止研修を実施。参加者 28 名 市町村職員研修所「男女共同参画社会形成研修」に 17 名が参加	A	男女平等理解のための研修を実施したほか、市町村職員研修所で行われる「男女共同参画社会形成研修」を必修研修とした。	継続	職員課
4	2	家庭における男女平等教育の推進	女性セミナーⅠ「心の東京塾」を全 5 回開催した。 女性セミナーⅡ「子育てについて考える」を全 14 回開催した。	B	前年度と同様の開催のため	継続	公民館
4	3	関係職員に対するリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）の研修	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（＊）の研修は実施せず。	D	未実施のため	検討	職員課
4	4	健康づくり事業の推進（健康教室・看護・栄養等教室の開催）	健康教室 実施日数 13 日 参加人数 363 名 食育事業 実施日数 14 日 参加人数 146 名	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課
4	5	自己健康管理システムの充実	なし（健康手帳配布など健康管理に関する取り組みはあるが、システム構築は現在事業としては検討していないため）	D	事業としての取り組みは行っていないため	廃止	健康推進課

*資料に用語解説あり

5 暮らしやすい環境づくり

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるよう、道路や公共施設、住宅のバリアフリー化等の整備を推進します。

【施策評価の視点】

誰もが安心して暮らせるよう、道路や公共施設、住宅等が整備されているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
5	1	高齢者集合住宅（シルバーピア）の増設	3 棟 45 室運営管理（増設なし） 平成 25 年 3 月末現在 45 室中在室 43 名（男性 12 名、女性 31 名）	B	前年度事業の 継続のため	継続	介護 支援課
5	1	高齢者集合住宅（シルバーピア）の増設	実施せず。	D	取組みを行っ ていないため	継続	都市 整備課
5	2	特別養護老人ホームの建設と機能の充実	ベッド確保： 桜ヶ丘延寿ホーム 27 床、いなぎ苑 10 床、こまえ正吉苑 54 床、こまえ 苑 80 床、みやま大樹の苑 5 床、第 二万寿苑 8 床	B	前年度事業の 継続のため	継続	介護 支援課
5	3	あいとぴあセンターの機能の充実	施設内各機関との連携	B	前年度事業の 継続のため	継続	健康 推進課

5	4	住宅のバリアフリーの推進	介護保険制度における住宅改修及び高齢者施策における自立支援住宅改修費給付において、住宅のバリアフリー化を行っている。どちらの制度も介護支援課が担当しており、相談等により最適なサービスを受けられるよう各制度の説明を行っている。	B	前年度事業の継続のため	継続	介護支援課
5	5	道路・公園等のバリアフリーの推進	まちづくり条例による各関係部署の各課協議等を通じて、「公共的建築物の福祉環境整備基準」の遵守を要請するなど啓発推進を行っている。（要望件数 21 件） また、ユニバーサルデザイン推進補助金についても、市内医師会、歯科医師会、薬剤師会への情報提供を行うほか、上記各課協議の場でも情報提供を行い、推進に努めている。	B	前年度事業の継続のため	継続	福祉サービス支援室
5	6	道路・公園等のバリアフリーの推進	道路上の凹凸等バリアを解消する、道路維持管理上必要な修繕や整備工事、緊急工事を継続して行った。 また、快適かつ安全に通行できる道路として維持するために、道路修繕計画を策定した。 公園を安全に使用できるように、園路の補修や施設の修繕等を行った。	A	新規に計画を立ち上げた。	継続	道路公園課
5	7	道路・公園等のバリアフリーの推進	歩道のセミフラット化（*）を行った。 市道第 34 号線：延長 L=83m 道路整備のための用地買収・設計を行った。 市道第 34 号線	B	歩道のセミフラット化を行い、セミフラット化を予定する路線の用地買収・設計を行ったため	継続	都市整備課

*資料に用語解説あり

6 地域福祉活動の促進

社会福祉協議会をはじめ、各種団体との連携を進め、地域ケア・マネジメント（＊）体制の充実とともに、地域福祉の促進と生きがいくりに向けた身近な拠点整備を進めます。（＊資料に用語解説あり）

【施策評価の視点】

- ① 関係機関との連携を行っているか。
- ② 地域で支える体制が充実しているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
6	1	ホームヘルパー派遣制度の充実	ホームヘルパーの派遣について公費で負担することで、介護を支える環境の充実に繋がっている。 居宅介護サービス支給決定者 居宅介護 138 名 重度訪問介護 4 名 同行援護 21 名	B	前年度事業の継続のため	継続	福祉サービス支援室
6	2	心身障がい者（児）緊急一時保護事業の実施	緊急一時保護事業（在宅）を実施することで、介護を支える環境の充実に貢献している。 緊急一時保護サービス支給決定数 62 件	B	前年度事業の継続のため	継続	福祉サービス支援室
6	3	配食サービスの充実	週 1 回～週 6 回（月～土）までの夕食の配食サービスを実施 平成 25 年 3 月 31 日現在 利用者 148 名 配食数 18,211 食	B	前年度事業の継続のため	継続	介護支援課
6	4	入浴サービスの充実	障がい者の生活援助として介護等を支える環境の充実に貢献するため、身体障害者に対して訪問入浴サービスを行った。 利用人数 1 名 実施回数 41 回	C	利用人数が減ったため	継続	福祉サービス支援室

6	5	保健センターの充実	集団がん検診、乳幼児健診などを実施した。	B	前年度事業の継続のため	継続	健康推進課
6	6	老人福祉センターの充実	あいとぴあセンターで入浴・レクリエーションの場の提供。電位治療器の交換を行った。 平成 24 年度(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日) 利用者数 23,359 人	B	前年度事業の継続のため	継続	介護支援課
6	7	障がい者福祉センターの充実	あいとぴあセンター内「サポート」にて障がい者の就労支援、生活支援を行っている。 就労支援(職業支援 81 件・就労準備支援 867 件・職場開拓 1 件・職場実習 10 件・職場定着支援 541 件・離職支援 45 件) 合計 1545 件 生活支援(日常生活支援 60 件・不安や悩みの解消 88 件・豊かな社会生活を築くための支援 145 件・将来設計相談 11 件) 304 件	B	前年度事業の継続のため	継続	福祉サービス支援室
6	8	相談機関との連携	狛江市特定相談支援事業所「サポート」・相談支援センター「みずき」・相談支援事業所「リヒト」とそれぞれ月 1 回連絡調整会議を行った。	B	自立支援法改正に伴い、相談支援の充実が求められているので、見直しをする必要がある。	継続	福祉サービス支援室
6	9	福祉推進団体の活動拠点整備	あいとぴあセンター内に設置したボランティアセンター(社会福祉協議会)にて、ボランティアのつどい等の催しを行い、福祉推進団体の活動の場をもった。 ボランティアのつどい(第 32 回) 参加団体 31 団体参加者 700 名	B	前年度事業の継続のため	継続	福祉サービス支援室

7 生きがいつくりの推進

健康づくりをはじめ、生涯学習、生涯スポーツ、就労、社会活動への参加の促進を図り、障がい者や高齢者などの生きがいつくりと能力活用を進めます。

【施策評価の視点】

生きがいつくりや能力活用を行っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業 担当課
7	1	市民農園の活用	世帯ごとで利用しているため、家族利用が多い。男女の区別なく利用している。	B	前年度事業の継続のため	継続	地域 活性課
7	2	高齢者の能力 開発講座の実 施	「市民大学」を延 20 回実施した。 「パソコン室利用者協議会」では、勉強会を延 182 回実施した。	B	前年度と同様の 実施のため	継続	公民館
7	3	健康管理資料 の作成・配布	「健康ガイド」、がん検診などのお知らせの作成・郵送・配布、「母子健康手帳」、その他の資料の配布	B	前年度事業の 継続のため	継続	健康 推進課
7	4	スポーツ・レ クリエーショ ン活動の推進	成人を対象に「成人スポーツ教室」、小・中学生を対象に「青少年スポーツ教室」「少年少女スポーツ大会」、市民を対象に「市民スポーツ大会」「市民スポーツデー」を実施し、スポーツに親しむ場を提供した。	B	前年度事業の 継続のため	継続	社会 教育課

8 子育て世代が交流できる場づくり・民間団体への支援

子育てに仕事にがんばる全ての母親・父親が気軽に集まり、おしゃべりや食事やお茶を子どもと一緒に楽しめたり、子育て相談や遊びをテーマとする「子育てカフェ」など、子育て世代が子どもと一緒に交流でき、世代を越えて交流を深める場づくりへの支援を進めていきます。また、子育て支援を行っている民間団体への支援を進めていきます。

【施策評価の視点】

子育て世代等が交流できる場づくりや、関係民間団体への支援を行っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
8	1	子育てカフェ などの子育て 世代の交流の 場づくりの支 援	子育て世代の交流の場として子ども家庭支援センター、和泉児童館の子育てひろば、学童保育所のあそびのひろば、保育園の園庭開放、野川たんぼひろばを行った。	B	計画どおりの内容がほぼ実行されているため	継続	子育て支援課
8	2	民間団体への 支援	1 団体に後援、3 団体と共催の事業を行った。また、そのうち1 団体とは市民協働提案事業により、団体と協働で事業を実施した。	B	計画どおりの内容がほぼ実行されているため	継続	子育て支援課

＜大綱5の各課事業の評価集計＞（単位：事業）

A 進んだ	12
B 現状維持	39
C あまり進んでいない	1
D まったく進んでいない	6
計	58

＜大綱5の評価＞ ＜理由＞

B	前年度からの継続事業が半数以上を占めるため 子育ての分野では、平成 25 年度から保育園 2 園を開設し、産休明け保育や長時間開所保育などを実施するための準備をし、子育てサービスの充実が図られた。 介護の分野では通所サービス事業所と訪問サービス事業所の連絡会が開催され、連携を深めることで良質な介護サービスの提供を促進した。
---	---

<提言>

- ① 現状維持の事業が多くみられるため、事業自体の検討や改善が必要である。
- ② 大きな予算が必要な事業以外で、連携を深めたり周知活動によって子育て・介護を支える環境の安定を進めるなど工夫が求められる。

狛江市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

◇計画の基本的視点◇

- 1 DVはどんな理由があっても許されないという認識の徹底
- 2 DVの特徴や被害実態を十分に理解し、切れ目のない支援
- 3 地域課題に即したきめ細やかな取組みの推進
- 4 既存のセーフティーネット制度の活用
- 5 東京都との連携強化、関係機関等との連携体制の拡充

○性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策

1 ドメスティック・バイオレンス（＊）の予防のための取組み

DVを根絶するためには、すべての世代に対して、言葉による暴力や経済的な押さえつけも暴力であると認識させ、DVそのものを理解するための広報啓発活動の普及が重要です。DVについての理解を広め、深めるための取組みは、すべての世代に対して実施していきます。

暴力を予防するための取組みとしては、学校教育・社会教育での周知・啓発活動や若年層に向けた広報啓発活動を重視して推進していきます。

【施策評価の視点】

- ① すべての世代に対して、予防のための啓発を行っているか。
- ② 若年層に向けた暴力予防の取組みをしているか。

＊資料に用語解説あり

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
1	1	広報啓発活動 の普及	DV防止のための講演会を行った。 国、都等が作成する啓発冊子等を配 布した。	A	講演会を行っ たため	継続	政策 室
1	2	デートDVに 関する啓発	都が作成する資料を配布した。	C	市としてあま り啓発活動を行 えていないた め	継続	政策 室
1	3	学校における 暴力防止教育	都教委事業「ふれあい月間」に年3 回取り組み、問題行動等に対してき めこまかく取り組んだ。児童虐待防 止研修セットを活用して、児童・生 徒の虐待防止に取り組んだ。	B	前年度事業の 継続のため	継続	指導 室

2 ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

DVは、家庭内で起こる傾向があり、外部からは発見しにくく、様々な状況のもとで被害者自身が相談しにくいケースも少なくありません。

配偶者等から暴力を受けた場合の相談相手は、友人・知人が6割弱、次いで家族が5割弱、医師が1割強となっています。

DVを発見し情報提供してもらうためには、被害者から相談を受けた方からの情報提供をはじめとして、学校や児童相談所、民生委員・児童委員、町内会・自治会、相談窓口、医師会などの関係者からの情報提供や通報・連絡について、広く市民の理解と浸透を図っていくことが大切です。

医師の治療が必要な暴力を受けた場合には、医師会と連携し、被害者の意思を確認した上での市・警察署への迅速な通報・連絡による一時避難場所への保護など、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。

関係機関と連携し、様々な施策や制度を活用することによる被害者の自立支援を行っていきます。

あわせて、関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿に取り組む必要があります。

【施策評価の視点】

- ① 情報提供から自立支援に至るまで、被害者の状況に応じた支援をしているか。
- ② 職員による二次被害防止の取組みを行っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計画方針	事業担当課
2	1	診察などを通じての発見と対応	関係者から情報提供や通報・連絡を受ける窓口となっている。	B	前年度に引き続き、情報提供から自立支援まで、状況に応じた支援に努めたため	継続	子育て支援課
2	2	関係者による情報提供の周知	実施せず。	D	未実施のため	継続	政策室
2	2	関係者による情報提供の周知	関係者から情報提供や通報・連絡を受ける窓口となっている。	B	前年度に引き続き、情報提供から自立支援まで、状況に応じた支援に努めたため	継続	子育て支援課
2	3	被害者の安全確保	母子自立支援員による緊急一時保護施設への保護など、被害者への安全確保を最優先に取り組んでいる。	B	前年度に引き続き、情報提供から自立支援まで、状況に応じた支援に努めたため	継続	子育て支援課

2	4	子どもの安全確保とケア	母子自立支援員による相談窓口での相談、及び電話相談において、情報提供、関係機関と連携し、被害者の安全と生活の場の確保及び自立支援に努める。	B	前年度に引き続き、情報提供から自立支援まで、状況に応じた支援に努めたため。	継続	子育て支援課
2	5	民間シェルターへの支援の検討	実施せず。	D	未実施のため	検討	子育て支援課
2	6	被害者の自立支援	母子自立支援員による相談窓口での相談及び電話相談において、情報提供、関係機関と連携し、被害者の安全と生活の場の確保及び自立支援に努めた。	B	前年度に引き続き、情報提供から自立支援まで、状況に応じた支援に努めたため	継続	子育て支援課
2	7	二次被害の防止	DV防止のための講演会を職員研修会と併せて行い、講師に二次被害について話をしていただいた。	A	職員に二次被害防止について啓発できたため	継続	政策室

3 相談業務の充実と関係機関との連携

配偶者等から暴力を受けた場合の相談窓口や相談先の周知・徹底を図っていきます。

DVをはじめとする暴力や人権侵害の解決に向けて、市の様々な相談や窓口の担当部署が連携して対応することは欠かせません。

また、東京都女性相談センターや警察署との連携の他に、医療機関での一般診療においてケガの診断から暴力の有無を的確に判断し、患者からの相談に対して、医師と市・警察署との緊密な通報連絡体制の連携が重要です。

医療機関や学校等と連携して、それぞれの役割を活かした被害者支援のネットワークの構築を図っていきます。

【施策評価の視点】

- ① 相談先の周知を図っているか。
- ② 庁内や関係機関との連携を図っているか。

施策	N O	事業名	24 年度実績	評価	評価理由	今後の 事業計 画方針	事業担 当課
3	1	ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の周知	広報こまえや市ホームページにて周知した。 公共施設等のトイレに相談窓口のポスターを掲示した。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
3	2	関係機関との連携強化	母子自立支援員による相談窓口における対応及び電話相談において、必要に応じて、関係機関との連絡、連携による相談援助活動、情報提供を行った。	B	関係機関との連携に努めたため	継続	子育て支援課
3	3	庁内連携の強化	DV及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会を開催し、各課における対応状況について情報交換を行った。	B	前年度事業の継続のため	継続	政策室
3	3	庁内連携の強化	母子自立支援員による相談窓口における対応及び電話相談において、必要に応じて、関係部署との連絡、連携による相談援助活動、情報提供を行った。	B	庁内の関係部署との連携に努めたため	継続	子育て支援課

<各課事業の評価集計> (単位：事業)

A 進んだ	2
B 現状維持	10
C あまり進んでいない	1
D まったく進んでいない	2
計	15

<評価>

<理由>

B	前年度からの継続事業が半数以上を占めるため 市の独自の取組みとして、DV防止のための講演会の実施や、職員研修会と併せて二次被害防止についての啓発を行うことはできた。
---	---

<提言>

① 相談業務の一層の充実を図るため、相談窓口の周知及び関係機関との協力・連携をより進めていく必要がある。
② DV予防として若年層向けの周知・啓発が必要であるため、学校における啓発活動以外にも若年層に向けた周知・啓発事業を行っていくことが望ましい。
③ 複雑・多様化するDVの相談に適切に対応するために、市独自の取組みについても検討していく必要がある。

○推進体制の強化

1 取組みの方針

総合的かつ効率的な計画推進のため、庁内組織の整備・強化を図り、市民と事業者が男女共同参画を進めやすくするための拠点整備の検討を進めるとともに、市がリーダーシップを発揮し、率先して男女共同参画を実践します。

2 推進体制強化に向けた取組み

①男女共同参画推進のための拠点整備

男女共同参画推進施策・事業を着実に推進していくために、専門担当課の設置や人員の補強を目指し、庁内推進体制の充実として、推進本部及び推進会議の機能の充実を図ります。

計画や事業の推進状況を検討するための第三者機関として、計画推進会議の設置の検討をします。

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすような拠点の検討をします。

男女平等条例制定の検討においては、審議会を設置し、市民参加や事業者との協働のもとに検討を進めていきます。

男女共同参画施策の進捗状況等の情報公開にあたっては、市の広報紙やホームページ等を活用し、市民への公表に取り組みます。

女性グループへの支援や女性グループ・市民・事業者の相互の交流や連携が必要で、市はネットワーク構築をサポートしていきます。

これらの推進体制強化に向けての男女共同参画推進のための拠点づくりや整備を進めていきます。

24 年度実績	担当課
有識者及ぶ公募市民委員で構成する男女共同参画推進委員会において、フォーラム開催や情報誌発行などの活動を行った。	政策室
女性のみで構成される市民活動団体等に対しても区別なく運営している。ネットワークについては特に進捗していない。	地域活性課
旬の話題を取り上げた講座を実施している。 また、希望があれば各サークルの紹介を行っている。	公民館

②狛江市の取組み

一般行政職における女性割合の 30%確保を目標に、市職員の長期的な行政運営を考慮し、あらゆる職場・職域において、男女のバランスのとれた配置に努めます。

市内の一事業所として率先して男女共同参画社会の実現を目指すために、職員全員を対象とする男女平等意識の確立に向けた意識啓発と研修制度の強化を図ります。

あわせて、狛江市役所は市内事業所のモデルとなれるよう、庁内でのワーク・ライフ・バランス（＊）の取組みを進めていきます。（＊資料に用語解説あり）

24 年度実績	担当課
平成 24 年 4 月 1 日現在の一般行政職における女性割合は、29.2%であることから、30%となるよう努めるとともに、女性職員がいない職場もあることから、男女のバランスのとれた配置となるよう努める必要がある。 また、男性の育児参加の観点からは、育児休業を取得した男性職員が 1 名、育児時間を取得した男性職員が 4 名であった。研修等を通じて、引き続き男性の育児参加への意識啓発を行い、男性職員の積極的な育児参加を促していく必要がある。	職員課

資料編

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱	59
狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱	61
庁内推進本部・庁内推進会議開催経過	63
用語解説	64

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱

○狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱

平成22年9月10日要綱第89号

改正

平成24年3月28日要綱第37号

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱

(目的)

第1条 「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ21プラン～」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ21プラン～」の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

- 2 本部長は、企画財政部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、部員の互選によって定める。
- 4 部員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部会議は、部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 本部長は、必要があると認めたときは、部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 本部会議の議事は、出席部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 こまえ男女平等推進プラン庁内推進本部設置要綱（平成13年要綱第37号）は、廃止する。

付 則（平成24年3月28日要綱第37号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 （第3条関係）

企画財政部	秘書広報室長，政策室長
総務部	職員課長
市民生活部	地域活性課長
福祉保健部	福祉サービス支援室長，介護支援課長，健康推進課長
児童青少年部	子育て支援課長，児童青少年課長
建設環境部	道路公園課長，都市整備課長
教育部	指導室長，社会教育課長，公民館長，図書館長

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱

○狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱

平成22年9月10日要綱第90号

改正

平成24年3月28日要綱第37号

平成25年9月3日要綱第121号

狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ21プラン～」を全庁的に推進するため、狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ21プラン～」の推進に関すること。
- (2) 狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部の決定事項に関すること。
- (3) 男女共同参画施策の在り方に関すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、別表に定める男女共同参画関連施策を担当する課の職員の中から市長が任命する委員をもって組織する。

2 会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 こまえ男女平等推進プラン庁内推進会議設置要綱（平成13年要綱第36号）は、廃止する。

付 則（平成24年3月28日要綱第37号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年9月3日要綱第121号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

選出区分	選出人員
企画財政部秘書広報室	1名
企画財政部政策室	1名
総務部職員課	1名
市民生活部地域活性課	1名
福祉保健部福祉サービス支援室	1名
福祉保健部介護支援課	1名
福祉保健部健康推進課	1名
児童青少年部子育て支援課	1名
児童青少年部児童青少年課	1名
建設環境部道路公園課	1名
建設環境部都市整備課	1名
教育部指導室	1名
教育部社会教育課	1名
教育部公民館	1名
教育部図書館	1名
合計	15名

庁内推進本部・庁内推進会議開催経過

< 庁内推進本部 >

日程	会議	内容
平成 25 年 8 月 22 日	平成 25 年度 第 1 回	・ 平成 25 年度狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議について ・ 平成 24 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書について

< 庁内推進会議 >

日程	会議	内容
平成 24 年 11 月 16 日	平成 24 年度 第 1 回	・ 委員及び事務局の紹介 ・ 議長・副議長の選出 ・ 「狛江市男女共同参画推進計画」について ・ 庁内推進会議の任務について ・ 平成 23 年度推進状況報告書について ・ 今後の会議の進め方について
平成 25 年 5 月 16 日	平成 25 年度 第 1 回	・ 新委員の紹介 ・ 平成 24 年度推進状況報告書について ・ 今後の予定について
6 月 20 日	平成 25 年度 第 2 回	・ 平成 24 年度推進状況報告書について ・ 今後の予定について
7 月 18 日	平成 25 年度 第 3 回	・ 平成 24 年度推進状況報告書について ・ 今後の予定について

用語解説

【アンペイドワーク】

賃金の支払われない家事労働（家事・育児・介護）等は無償労働（アンペイド・ワーク）といわれ、その大半は専業主婦を中心とする女性が担っている。1990 年代後半以降、無償労働を社会的に評価する必要性が強調されている。

【NGO】

「Non-Governmental Organizations,」の略で、民間人や民間団体のつくる非政府組織・機構であり、国内・国際の両方がある。日本では、NGO という言葉が、国際的なものとして使われており、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用される。

【NPO】

「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998 年 3 月成立）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。

【ケアマネジメント】

介護の必要な障がい者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

【スキルアップ】

仕事に必要な技術や技能をスキルというが、これを自ら磨き上げて現在の仕事・昇進には勿論、再就職や、転職を有利にするのがスキルアップである。

【セクシュアル・ハラスメント】

職場・学校等で（法的な取決めがあるのは職場のみ）、「相手の意志に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為」を指す。例えば、「職場に限らず一定の集団内で、性的価値観により、快不快の評価が分かれ得るような言動を行ったり、そのような環境を作り出すことを広く指して用いる」といった性別を問わない用例である。

異性にとって性的に不快な環境を作り出すような言動（職場に水着写真を貼る等）をすることや、自分の行為や自分自身に対して、相手が「不快」であると考えているのも関わらず、法令による場合や契約の履行以外での接触を要求すること、同性同士で同様

の言動をすることも含まれる。

【パワーハラスメント】

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

【セミフラット化】

歩道面が車道面より高く、縁石天端の高さが歩道面より高い歩道構造にすること。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）】

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族や恋人等近親者間に起こる暴力全般を指す。身体的虐待：殴る・蹴る・突き飛ばす・髪を引っ張る・押さえつける・首を絞める・物をぶつける・物を使って殴る・物を壊す・熱湯や水をかける・煙草の火を押しつける・唾を吐きかける・部屋に閉じ込める・怪我をしているのに病院へ行かせない、等といった一方的な暴力行為。靴下を近づける、素足を顔に近づける等。精神的虐待：恫喝したり日常的に罵る・無視する・無能役立たずと蔑む・他人の前で欠点をあげつらう・友人と会わせない・終始行動を監視する・出て行けと脅す・別れるなら死ぬと狂言自殺する・子どもや身内を殺す等と脅す・ペットを虐待してみせる・野菜をちぎる、等。ストレスとなる行為を繰り返し行う。性的虐待：性交の強要・避妊をしない・特別な行為を強要する・異常な嫉妬をする、等一方的な行為で、近親間強姦とも呼べる。中絶賛成派は中絶をさせないこともこの中に含まれるとしている。経済的暴力：仕事を制限する・生活費を入れない・家の金を持ち出す・無計画な借金を繰り返す・買い物の指図をする、等。社会的隔離：近親者を実家や友人から隔離したがる・電話や手紙の発信者及び内容を執拗に知りたがる・外出を妨害する、など。

【メディア・リテラシー（情報活用能力）】

新聞やテレビ等の内容をきちんと読みとりマスメディアの本質や影響について幅広い知識を身につけ、批判的な見方を養い、メディアそのものを創造できる能力のこと。イギリスやオーストラリア等の英語圏では、内容を読み解き、制作も手がけるメディア教育が盛んである。日本でもメディアリテラシーの重要性が教育界で叫ばれるようになり、新聞を使った授業等が行われている。メディアリテラシーが充実すると、メディアの実情がわかる消費者がふえ、マスメディア側の立場を危うくするが、マルチメディア時代には不可欠なものである。

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ】

世界保健機関（WHO）はその定義を「人々は安全で満足できる性生活を送り、子供を産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由を持つべきである。さらに人々は生殖に関連する適切な情報とサービスを受ける権利を有する。その対象はまた、性に関する健康も含まれており、その目的は、生殖や性感染症に関するカウンセリングやケアを受けられるにとどまらず、個人と他人の生活との相互関係を向上させることを目的としたものである」としている。ここでは「健康」と同時に「権利」が重視されており、その点からリプロダクティブ・ヘルス／ライツと記載される。

【ワーク・ライフ・バランス】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とは、働き方の見直し等により、多様な選択が可能な社会を作り、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることとされる。

登録番号（刊行物番号）

H25－18

平成 24 年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書

平成 25 年 9 月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部政策室

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

03（3430）1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 90 円